

平成30年第4回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

平成30年12月6日(木)

東洋町議会

余 白

平成30年第4回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開会 平成30年12月6日(木) 午前9時00分宣告

出席議員 (8名)

議長	西岡 尚宏 君	副議長8番	福島 登 君
1番	平山 照生 君	2番	高畠 俊彦 君
3番	小松 熙 君	4番	武山 裕一 君
5番	小野 正路 君	6番	今宮 裕明 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	光本 速雄 君
会計管理者	生松 克祐 君
教育長	川田真由美 君
総務課長	大坪 靖幸 君
税務課長	安岡 良仁 君
住民課長	蛭子 浩久 君
産業建設課長	伊吹 真貴博 君
教育次長	北川 晃彦 君
地域包括支援 センター事務局長	田岡いずみ 君
総務課長補佐	築地 仲音 君
税務課長補佐	小池 昭平 君
住民課長補佐	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	長崎 正仁
事務局職員	金山 志帆

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 8番 福島 登 君 1番 平山 照生 君

平成30年第4回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

平成30年12月6日(木) 午前9時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 議案第39号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第4] 議案第40号 町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて
- [日程第5] 議案第41号 教育長の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて
- [日程第6] 議案第42号 議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第7] 議案第43号 平成30年度東洋町一般会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第8] 議案第44号 平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第9] 議案第45号 平成30年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第10] 議案第46号 平成30年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて

[日程第11] 議案第47号 平成30年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて

[日程第12] 議案第48号 訴えの提起について

議事のでんまつ

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員は全員であります。</p> <p>これより、平成30年第4回東洋町議会定例会を開会いたします。</p> <p>(開会時間：9時00分)</p> <p>直ちに、本日の会議に入ります。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、条例4件、補正予算5件、その他1件の計10件であります。</p> <p>日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。</p> <p>地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から平成30年8月から10月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。</p> <p>次に、閉会中の議員派遣5件について報告があり、代表派遣議員から提出されております。</p> <p>以上をもって、諸般の報告を終わります。</p> <p>日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>提案理由に先立ちまして、若干のご報告を申し上げます。</p>

本日、平成30年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、師走を迎え何かとご多忙のところ、全員のご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本年は、7月の豪雨災害にはじまりまして、各地で地震、台風の襲来など、災害対応に追われた年でもありました。

諸行事への影響もございましたけれども、本年最後の月を迎えております。

国政におきましては、災害対策としての1次補正予算が成立をいたしております。

今夏の猛暑をふまえて、防災、減災対策の観点からも学校施設へのエアコン設置の交付金が盛込まれております。

今回の一般会計補正予算では、この交付金を活用するための予算計上をしているところです。

また、来年10月実施の消費税率10パーセントへの引上げに対しまず影響を軽減するための議論もなされているところであります。

特に、地方交付税等の地方一般財源総額の確保と都市と地方との格差是正のため、地方法人税の地方配分割合の変更など、税制改正の動向とその決着を注視しているところでございます。

今議会への提出案件でございますけれども、人事院勧告に基づきます人件費の補正など、補正予算案5件、条例改正案4件、その他の件1件、合わせて10件の議案を提案させていただきます。

適切にご審議とご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、阿南安芸自動車道についてでございます。

11月21日に、国土交通省へ本年最後の高規格道路関係の要望活動を実施し、進展している事案につきまして感謝を申し上げてきたところでございます。

阿南安芸自動車道のうち牟岐から野根間、俗に海部道路と言われておりますけれども、牟岐から野根間につきましては、11月12日に都市計画決定の国土交通大臣の同意をいただきまして、16日に徳島、高知両県同時に告示がなされたところでございます。

国直轄での新規事業化に向けまして、確実に前進をしたと考えております。

また、11月2日には、国道493号の野根から安倉間が、四国地方小委員会において、これは有識者会議でございますが、豪雨や自然災害に強く、自動車以外も安全に通行できる一般道路として整備するとの対応方針案が了承をされております。

これで、野根から安倉間も計画段階評価が完了したこととなり、次の手続きに進むこととなります。

計画段階評価中であります奈半利から安芸間につきましても、四国地方整備局による概略ルート案について、2回目の意見聴取がなされているところでございまして、新規事業化に向けた必要な手続きが着実に進展をしております。

国は、新年度予算から国土強靱化に向け、防災減災対策として、今後3年間、集中して実施するとの方針を打ち出しております。

事業の前倒しとしての第2次補正予算も検討されているところでございまして、新規事業化に向けて、道路予算の確保には、追い風となるのではないかと期待をしているところでございます。

知事行脚について、ご報告いたします。

10月10日には、3年ぶりとなります県知事の対話と実行行脚ということで、本町をご訪問していただきました。

視察先など町民の方々の暖かいご協力をいただきまして、2箇所での座談会なども含め、大変お世話になったところでございます。

知事の日中の行程を、無事に終えることができましたことに、関係者の方々に、改めて感謝と御礼を申し上げます。

本町といたしましても、県と共に課題を共有し、より良い関係を維持し、防災対策や自然を活かした観光政策など、一つ一つ取組んで参りたいと思っております。

今後とも議会議員をはじめ、町民の皆様方には、町の活性化、また町の行財政運営につきまして、一層のご理解とご協力を心よりお願いを申し上げます。

結びとなりますけれども、本定例会が本年最後の議会でございます。

毎年のことでございますけれども、翌年1月早々から多くの諸行事が控えております。

本年頭書には、町議会議員選挙もございましたけれども、新たな議会組織も円滑な町政運営へ格段のご協力をいただいていたところでございまして、執行機関の長として、心から感謝と御礼を申し上げます。

来たる平成31年は、平成の元号が改まる年を迎えることとなります。

皆様におかれましては、年末年始、ご自愛くださりますようご祈念を申し上げまして、簡単でございますけれども、12月定例会の開会のあいさつ、ご報告といたします。

(西岡 尚宏議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

議長

議会運営委員長

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、8番、福島登君、並びに1番、平山照生君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。

高畠議会運営委員長。

(高畠 俊彦議会運営委員長)

皆さま、おはようございます。

平成30年第4回定例会議会運営委員会の報告を行います。

12月4日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日6日から12月11日、火曜日までの6日間とする。

運営につきましては、本日の開会日に、提出者から提案理由の説明を受け、本日6日の本会議散会後から委員会及び議案審査のため休会、11日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。

議案質疑は、一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人1時間以内、答弁者も1時間以内とする。

次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人40分間とする。

また、執行部の答弁時間も40分間とする。

なお、議案質疑及び一般質問については、議会会議規則第64条の2の規定により反問権を行使することができる。

一般質問及び議案質疑の通告期限は、7日、金曜日、正午までとする。

待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必

<p>議長</p> <p>町長</p>	<p>要な措置を求める意見書は、総務教育民生常任委員会へ付託する。</p> <p>以上のように決定いたしました。</p> <p>これで議会運営委員会の報告を終わります。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>議会運営委員長の報告が終わりました。</p> <p>ここでお諮りいたします。</p> <p>ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月11日までの6日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(議席より、異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は、本日から12月11日までの6日間と決定いたしました。</p> <p>日程第3、議案第39号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件から日程第12、議案第48号、訴えの提起についてまでの10件を、この際一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よってさよう決しました。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>それでは、ご提案申し上げます。</p>
---------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議案第39号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由でございます。

本町の職員の給与につきましては、平成29年度から人事院勧告に準じて改正を行っておりますが、本年度も8月10日の人事院勧告の内容に基づきまして、俸給表を平均0.2パーセント、勤勉手当の支給割合を0.05月分ともに引上げる改定、並びに宿日直手当の改定を行い、平成30年4月1日から適用するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第40号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

議案第41号、教育長の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

4ページでございます。

議案第42号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由でございます。

議案第40号から42号につきましては関連がございますので、一括してご説明をいたします。

一般職員の勤勉手当の支給割合を改定することに準じまし

て、特別職の町長、副町長、教育長及び議会議員の期末手当の支給割合を0.05月分引上げる改正をし、平成30年12月1日から適用しようとするものであります。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第43号、平成30年度東洋町一般会計補正予算第3号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ8452万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ32億1097万1千円とするものでございます。

歳入では、地方交付税、国庫支出金、県支出金、町債を計上いたしております。

歳出では、人事院勧告などに伴います人件費、観光パンフレット多言語化委託料、国民年金システム改修委託料、商工持続発展支援事業補助金、観光事業戦略作成業務委託料、電子観光案内板購入費などを計上しております。

また、国の1次補正予算に対応いたしまして、各小中学校の緊急重点安全確保対策といたしまして、ブロック塀の改修工事、空調設備設置工事などを計上をいたしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第44号、平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月6日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ5778万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億5832万6千円とするものでございます。

歳入では、県支出金、繰入金を計上しております。

歳出では、職員の人件費、一般被保険者療養給付金、一般被保険者高額療養費などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第45号、7ページでございます。

平成30年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

本日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ813万6千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億103万3千円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰越金などを計上しております。

歳出では、職員の人件費、介護給付費の還付金などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

議案第46号、平成30年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。

本日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ3万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億3493万9千円とするものでございます。

歳入では、繰入金、町債の組替えを計上をいたしております。

歳出では、職員の人件費を計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第47号でございます。

平成30年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。

本日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ63万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6691万4千円とするものでございます。

歳入では、観光施設事業収入を計上しております。

歳出では、施設の修繕料を計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第48号でございます。

訴えの提起について、住宅新築資金等貸付金請求の訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

	<p>本日提出でございます。</p> <p>提案理由でございますが、事件名は、貸付金請求事件、当事者は別紙のとおりとなっております。</p> <p>訴えの内容でございますが、昭和55年10月2日貸付契約を結んだ住宅新築資金等貸付資金未償還金につきまして、借受人が死亡した後、相続人に対し償還勧奨して参りましたけれども、これに応じなかったため、貸付金請求の訴えを提起しようとするものでございます。</p> <p>裁判所の管轄は、高知地方裁判所となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>それでは、私から議案第39号について、ご説明をいたします。</p> <p>議案関係資料の1ページと新旧対照条文の1ページをご参照ください。</p> <p>(議案関係資料、新旧対照条文に基づき説明)</p> <p>続きまして、議案第40号についてご説明をいたします。</p> <p>議案関係資料の9ページ、それと新旧対照条文5ページをご参照ください。</p> <p>(議案関係資料、新旧対照条文に基づき説明)</p> <p>続きまして、議案第41号及び第42号についてご説明をいた</p>

	<p>します。</p> <p>今回の改正は、議案第40号の改正内容と同様でございます。教育長及び議会議員も適応する改正でございます。</p> <p>よって、改正の趣旨及び内容につきましては、割愛をさせていただきます。ご了承ください。</p> <p>なお、議案関係資料及び新旧対照条文につきましては、後ほどご参照をお願いいたします。</p> <p>続きまして、議案第43号についてご説明をいたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の補正では、歳入歳出それぞれ8452万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1097万1千円とするものでございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ここで、休憩をいたします。</p> <p>再開は10時10分。</p> <p>(休憩時間：9時54分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：10時10分)</p> <p>蛭子住民課長。</p> <p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>私の方からは、議案第44号、平成30年度東洋町国民健康保</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>除事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、ご説明をいたします。</p> <p>補正案では、歳入歳出それぞれ5778万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億5832万6千円としております。</p> <p>予算書の2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田岡地域包括支援センター事務局長。</p>
地域包括支援センター事務局長	<p>(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>私の方から議案第45号平成30年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、ご説明いたします。</p> <p>補正案では、歳入歳出それぞれ813万6千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億103万3千円としております。</p> <p>予算書の8ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p> <p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>それでは、私の方から議案第46号、平成30年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第2号について、ご説明いたします。</p>

歳入歳出それぞれ3万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億3493万9千円とするものです。

予算書の4ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

続きまして、議案第47号、平成30年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第2号の承認を求めることにつきまして、ご説明をいたします。

歳入歳出それぞれ63万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6691万4千円とするものです。

予算書の6ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

(西岡 尚宏議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明が、すべて終了いたしました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。

ここでお諮りいたします。

冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会后から休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、11日午前9時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これをもちまして散会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

次回の議会放送は、11日午前9時から放送します。

議長

	<p>これにて、議会放送を終了いたします。</p> <p>(散会時間：10時23分)</p>
--	------------------------------------------------

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員